

こま なや かいけつ
困ったことや悩みを解決するために、いっしょに考えます!
みなさんも相談できるので、迷わず電話してね!



学校・友達の相談

香川県教育センター
子ども電話相談 087-813-3119
毎日 9:00-21:00

24時間いじめ電話相談
087-813-1620

丸亀市少年育成センター
フリーダイヤル 0120-734970
月-金 8:30-17:00
※年末年始・祝日除く

こころの相談

香川県中讃保健福祉事務所
こころの健康相談・思春期相談、子育て相談
0877-24-9963
月-金 8:30-17:00
※年末年始・祝日除く

香川いのちの電話
(社会福祉法人香川いのちの電話協会)
自殺予防、様々な悩み相談
電話相談 087-833-7830
FAX相談 087-861-4343



家庭の相談

香川県西部子ども相談センター
0877-24-3173
月-金 8:30-17:15
※年末年始・祝日除く
※虐待などの相談はいつでも。

児童相談所相談専用ダイヤル
0570-783-189

丸亀市子育て支援総合相談窓口「あだあじお」
0877-85-8810
月-金 9:00-12:00、13:00-16:00
※年末年始・祝日除く

その他の相談

よりそいホットライン：なやみ
電話相談 フリーダイヤル 0120-279-338
FAX相談 フリーダイヤル 0120-773-776
※外国語対応ができます。

子供 SOS ダイヤル(文部科学省)：いじめ他
電話相談 フリーダイヤル 0120-0-78310

子どもの人権110番(法務省)
電話相談 フリーダイヤル 0120-007-110

メール相談▶ 外国語(英語・中国語)対応

月-金 8:30-17:15 ※年末年始・祝日除く

チャイルドライン
電話相談(子ども専用) フリーダイヤル 0120-99-7777

月-土 16:00-21:00
チャット HP からアクセスしてください。

<https://childline.or.jp/chat>
毎週木・金、第3土 16:00-21:00
※年末年始除く

まるがめしこ じょう れい
丸亀市子ども条例



みなさんは未来の希望であり宝です。だから、自分やまわりの人を大切にしながら健やかに育てほしいとまちの人たちみんなが願っています。
そこで、丸亀市では「子どもの権利」を大切に、大人が協力して、子どもの育ちを支え合うために、令和2年3月に「丸亀市子ども条例」という市の決まりをつくりました。

「子どもの権利」ってなに?
子どもが保護者から大切に育てられ、学んだり遊んだりできることや、病気やけがをしたときは治療を受けられること、暴力や差別から大人に守ってもらったり、また、自由に考えたり意見を述べたりできることなど、子どもが成長するために必要なことを「子どもの権利」といいます。
これは、世界中の子どもたちが幸せに暮らせるように、世界の国々が約束した「子どもの権利条約」(正式には「児童の権利に関する条約」といいます)のなかで決められています。

※このパンフレットは、小学校 4・5・6 年生向けに丸亀市子ども条例の内容をわかりやすく表現したものです。
条例の本文は丸亀市ホームページ(<https://www.city.marugame.lg.jp>)などでご覧いただけます。



丸亀市
MARUGAME CITY

子どもたちが 健やかに 育つまち丸亀

子どもにとっていちばんいいことを

実現しよう、という思いでつくりました。

実現に向けてみんなで

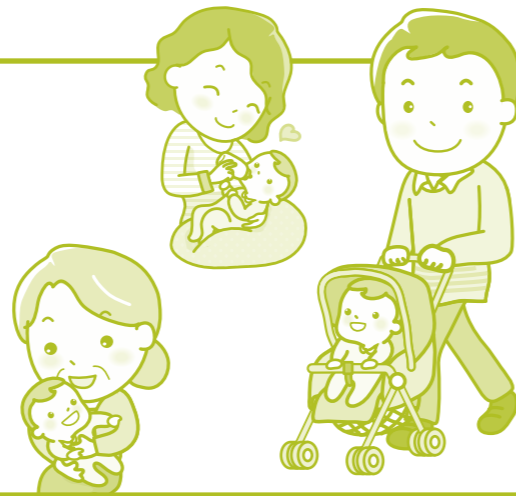
一緒に考えましょう。

子どもの権利

大切にされ、健やかに成長できます

子どもは、一人一人が大切にされ、
健やかに育つための環境を求めることができます。

子ども自身や家族のことなど
どんな理由でも差別されません。



意見が尊重され、地域や社会の様々な活動に参加できます

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を言うことができます。
また、地域や社会の中で様々な活動を行うことができます。

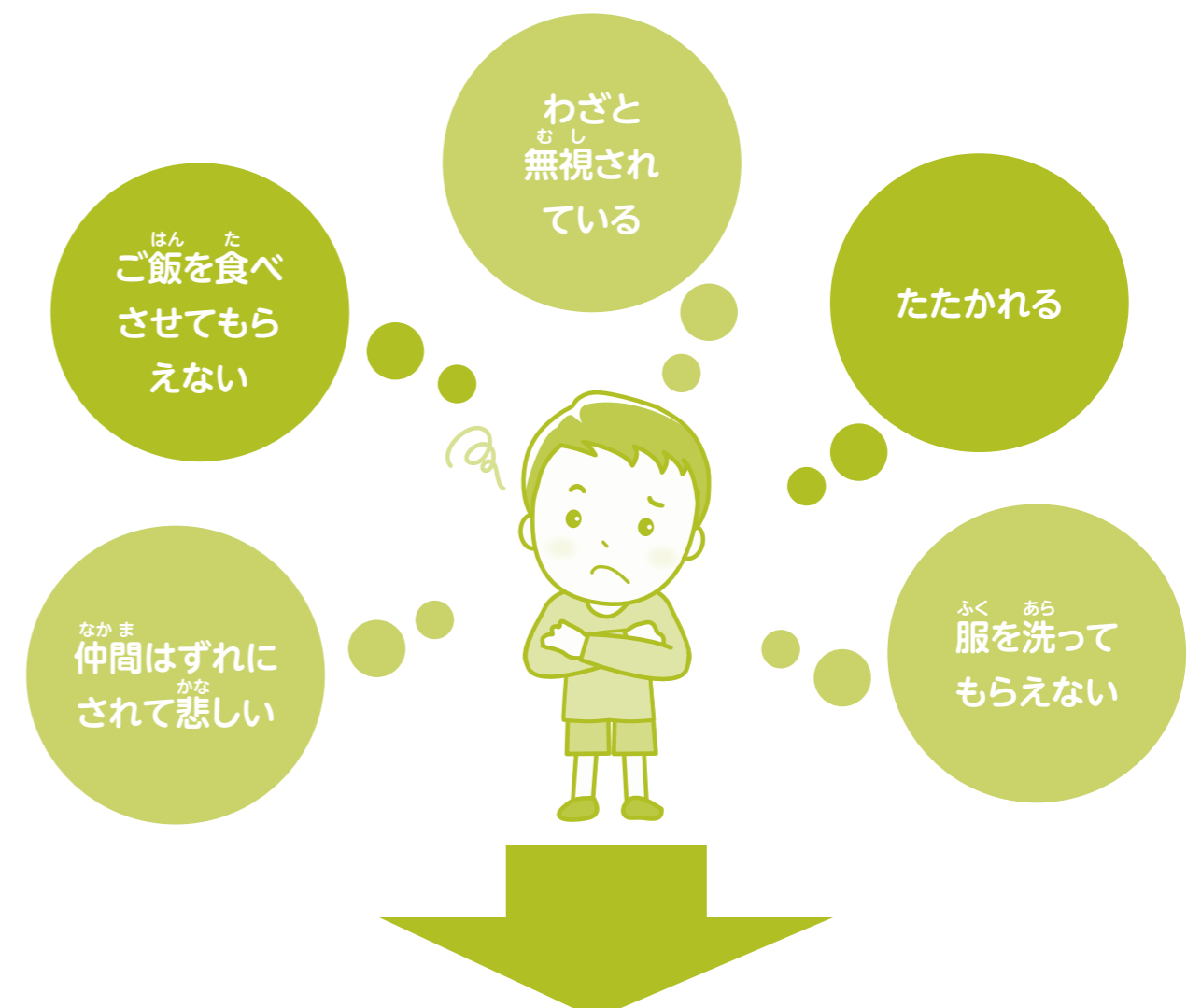


まわりの人のことも
大切にします

子どもは自分が大切に
されるのと同じように、
まわりの人を大切にします。



自分の権利が守られていない？



みなさんには、たくさんの権利があります。
だれも、この権利を侵害してはいけません。
「自分の権利が守られていない」と感じたら、
だれでも相談したり助けを求めたり
することができます。

困ったことや悩みがあれば、
家族や先生、
スクールカウンセラー、
友達など、
身近な人に相談しよう。

困ったときに相談できる窓口がたくさんあります。
困ったことや悩みがあるけれど、家族や先生、友達に相談しにくい、話しにくいといったことが
あれば、相談窓口に電話をしてください。

裏面の相談窓口に相談しよう。

●この条例で「子ども」とは、18歳より下の年齢の人のことをいいます。